

平成 2 9 年第 5 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 9 年 9 月 4 日 (開会)

平成 2 9 年 9 月 1 4 日 (閉会)

日程第5 議案第1号 報告・承認

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成29年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副村長。

○副村長（鈴木壽美子） 上小阿仁村議会定例会提出予算関係議案をお出しください。1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 平成29年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める案件でございます。

次のページをお開きください。

専決第7号 専決処分書

平成29年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

平成29年7月31日専決

次の3ページです。

平成29年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,279万4,000円とする補正でございます。

内容につきましては10ページ、11ページをお開きください。歳入

1款診療収入 1項外来収入 1目診療報酬収入 1節医科診療収入 56万8,000円の追加となります。

これにつきましては、8月から杉風荘の嘱託医につきまして、柳先生が、これを診ることになりましたので、その分として56万8,000円を追加するものでございます。2目一部負担金 1節医科診療収入4万円の追加でございます。これにつきましては、一部負担金で本人が支払う分でございますが、先ほどの説明のとおり、ここには4万円の追加をみております。

次のページ、お開きください。歳出

1款総務費 1項施設管理費 1目一般管理費 3節職員手当等160万円の追加でございます。これにつきましては、職員手当として柳先生に8月分から20万円を支払うということで予算補正させていただきます。

2款医業費 1項医業費 1目医業費 13節委託料257万円を減額する補正

でございます。内容につきましては、今まで嘱託医に対して 30 万円を払っていたものを 8 カ月減額いたしまして、240 万円の減額。そして 1 回出た場合につきましては 5,000 円というふうな形でみておりました。その分の減額が 12 万円あります。それで診た分について、月 3 回みてあったのですけれども、実際のところ 4 カ月で 2 回しか出ておりませんので、5 万円を減額しまして、全部で 257 万円の減額となっております。その差額について 5 款の予備費の方に 157 万 8,000 円を補正するものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号 平成 29 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算の専決報告についての承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしで認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第 6 議案第 2 号 報告・承認

○議長（小林信） 日程第 6 議案第 2 号 上小阿仁村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） お渡してあります提出議案の 1 ページをご覧願います。

議案第 2 号 上小阿仁村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてであります。

上小阿仁村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものでございます。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。

専決第 8 号 専決処分報告書

上小阿仁村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分する。

平成 29 年 7 月 31 日の専決でございます。内容については、3 ページをお願いいたします。

第 4 条第 2 項第 2 号中「研究調査手当」の次に「等」を加え、「83 万 7,000

円」を「103万7,000円」に改めるもので、医師の嘱託医勤務の開始に合わせ、所要の規定を整備したものでございます。

附則として、この条例は、平成29年8月1日からの施行でございます。

よろしく願いいたします。以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第2号 上小阿仁村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第7 議案第3号から日程第15 議案第11号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第7 議案第3号 平成28年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第15 議案第11号 平成28年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 別冊になっております平成28年度上小阿仁村各会計歳入歳出決算書をお願いしたいと思います。

2ページ、3ページの平成28年度上小阿仁村特別会計歳入歳出決算総括表をご覧願いたいと思います。

議案第3号の一般会計から、議案第11号までの各特別会計の歳入歳出決算の認定議案となりますが、詳細の説明につきましては、常任委員会の決算審査において、各担当課長が行いますので、ご覧いただいております各会計特別歳入歳出決算総括表でご説明させていただきます。

議案第3号 平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額25億6,353万1,255円。歳出決算額24億4,479万9,980円。差引残額1億1,873万1,273円であります。このうち繰越明許費繰越額が167万9,000円であり、実質収支は1億1,705万2,273円でございます。

次に議案第4号 国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額4億1,895万9,056円。歳出決算額4億1,892万4,060円。差引残額3万4,996円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収

支額は残額と同額であります。

次に議案第 5 号 国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 1 億 1,554 万 3,072 円。歳出決算額 1 億 1,544 万 3,072 円で、同額であり差引残額 0 円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は 0 円でございます。

次に議案第 6 号 特別養護施設特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 3 億 2,269 万 7,601 円。歳出決算額 3 億 2,269 万 7,601 円で同額であり、差引残額 0 円でございます。繰越明許費、繰越額等ありませんので実質収支額 0 円でございます。

次に議案第 7 号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 2 億 3,137 万 8,958 円。歳出決算額 2 億 2,813 万 2,998 円。差引残額 324 万 5,960 円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額でございます。

次に議案第 8 号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 6,871 万 4,388 円。歳出決算額 6,871 万 4,388 円で同額であり、差引残額 0 円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は 0 円でございます。

次に議案第 9 号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 4,165 万 1,658 円。歳出決算額 4,165 万 1,658 円で同額であり、差引額 0 円でございます。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額も 0 円でございます。

次に議案第 10 号 介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 4 億 6,451 万 7,002 円。歳出決算額 4 億 6,451 万 7,002 円で同額であり、差引残額 0 円でございます。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額も 0 でございます。

次に議案第 11 号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 3,548 万 3,328 円。歳出決算額 3,546 万 9,228 円。差引残額は 1 万 4,100 円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額でございます。

次に、決算書の 295 ページをご覧くださいと思います。

財産に関する調書についてご説明させていただきます。

内容につきましては 296、297 ページでございます。各財産の種類別に前年度末現在高、年度中の増減額、年度末現在高を記載しております。

1 が公有財産でございます。

(1) は、土地及び建物でございます。村が所有する土地及び建物の面積となっております。土地の面積が 200 m²の増となっております。これは沖田面地内宅地の寄付によるものでございます。また、非木造建築物の延べ面積が 2,186 m²の減となっております。これは地域センターの解体によるものでございます。

298 ページをご覧ください。

(2) 山林でございます。これについて、面積、立木推定蓄積量となっております。面積につきましては、増減がありませんでした。立木の推定蓄積材積につきましては、成長による増と、それから伐採による減があり、差引 5,480 m³立方の増と推定してございます。

(3) 有価証券でございます。これにつきましては増減がありませんでした。

299 ページをご覧ください。

出資による権利でございます。これにつきましても増減はございませんでした。

300 ページ、301 ページをご覧ください。

物品の車両についてでございます。これにつきましては 3 台の更新がございました。よって台数の増減はございません。

302 ページ、303 ページ、債権でございます。

これにつきましては、奨学金の貸付金になります。32 万 8,000 円の増で、年度末残高が 2,858 万 1,000 円となって、2,858 万 1,000 円の貸付金となっております。

(4) 次に基金でございます。

これは、年度中に取り崩し、積立がありまして、合計で、積立が 3 億 2,331 万円、取り崩しが 2,110 万 5,000 円でございます。決算年度末の在高が 40 億 9,246 万 6,000 円となっております。

また、決算書の資料といたしまして、別冊で主要施策の成果と予算の執行実績報告というのをお渡してございます。2 ページから 19 ページまで決算額の説明となっております。それから最後の方ですけれども、2 ページから 19 ページまでが決算額の説明でございます。後ろの方にいきまして 149 ページから 152 ページにつきましては、平成 18 年度から平成 28 年度までの各会計決算の推移について載せております。それから 153 ページから 159 ページには地方債の状況について記載しておりますので、今後の審議の際に併せてご覧いただければ

と思っております。

以上でございます。

監査報告

○議長（小林信）　ここで代表監査委員の監査報告を求めます。鈴木孝明代表監査委員。

（鈴木孝明監査委員　登壇）

○監査委員（鈴木孝明）　それでは、これより平成28年度上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書の報告をいたします。

審査にあたりましては、私監査委員　鈴木孝明と、同じく監査委員　伊藤秀明氏とともに審査を行いました。代表して私から報告を申し上げます。

別冊の意見書により報告しますので、1ページをお開きください。

平成28年度上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成28年度上小阿仁村一般会計他8会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、下記のとおり報告いたします。

1 審査期間　平成29年7月27日から8月4日まで6日間。

2 審査対象　(1)の平成28年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算から(9)の平成28年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算までであります。

3 総括意見

各会計歳入歳出決算に係る証書類等について、平成29年7月27日から8月4日までの6日間、帳票並びに証書類と照合し、審査した結果、収支ともすべて正当と認めます。なお、審査の結果の詳細は次のとおりであります。

2ページをお開きください。

4 一般会計

(1) 財政の推移

(イ) 平成28年度一般会計決算歳入総額25億6,353万1,000円。歳出総額24億4,480万円であり、歳入歳出差引額は1億1,873万1,000円となっておりますが、繰越財源が167万9,000円で、差引実質収支額は1億1,705万2,000円となっております。なお、積立金2億7,514万円。単年度収支2,308万5,000円を調整した結果、実質単年度収支は2億9,822万5,000円の決算になります。

(ロ) 決算規模を前年度と比較すると、歳入では5,650万9,000円。歳出では7,501万3,000円と共に減額となり、前年対比では、歳入では97.8%、歳出で97.0%と前年度を下回る決算額となっております。

(2) 財政収支の状況

平成 28 年度における歳入歳出の状況は、次表のとおりですので、後ほどご覧になってください。

3 ページをお開きください。

(3) 財政運営の状況

(イ) 歳入 経常的収入のうち一般財源は 17 億 710 万 5,000 円であり、歳入総額の 68.1%で、前年度より 2,232 万円の減となっています。その主なるものは、地方交付税と地方消費税交付金の減額によるものであります。

(ロ) 歳出 経常的な歳出のうち、一般財源は 14 億 4,205 万 9,000 円で、歳出総額に占める割合は 60.5%となっております。また、経常収支比率は 81.4%で、前年度より 1.6 ポイント増となっております。

(4) 収入未済状況

平成 28 年度収入未済額は、総額 2,145 万 3,000 円で、調定額の 0.83%であります。村税未収金総額は、1,125 万 1,000 円で、前年度より 120 万 2,000 円減っており、村税総額の調定額に対する収納率は 93.4%、前年度より 1.2 ポイント高くなっております。また、現年度分の収納率は村民税以下、ご覧とおりであります。収納率、金額とも前年度より高くなっております。滞納者は長年にわたり固定化しており、今後においては、顧問弁護士等と相談し法的措置を講ずるよう特段の努力を強く要望します。

住宅使用料の滞納は 15 人で、現年度分 163 万 5,500 円、過年度分 833 万 3,700 円であり、前年度より 31 万 5,100 円増え、滞納が年々増加しております。村税同様、他市町村の事例も参考にしながら、退居措置を含めた改善が必要であり、早急に解消対策をお願いします。

貸付金元利収入未済額につきましては 1 件で、高額療養費貸付金については、本人が死亡しており、奨学金返還についても貸付時に問題があり、未納が予想されるものに対しては、今後とも慎重に審査してもらうよう要望します。

4 ページをお開きください。収入未済額の推移は、次表のとおりです。後ほどご覧になってください。

次、5 ページをお開きください。

(7) 不納欠損処分

平成 28 年度の不納欠損処分の額は、村民税が 23 年度分 18 万 4,713 円。固定資産税が、平成 22 年度分から平成 27 年度分 84 万 3,900 円と、現年度分 12 万 6,600 円。軽自動車税が、平成 23 年度分から平成 27 年度分 3 万 2,800 円であります。

不納欠損の理由及び手続きについては、村の徴収金処分審査委員会で審査されているようですが、その殆が時効によるものであります。今後は事前の対応強化に努めるなど、税負担の公平性を欠くことがないようにしていただきたいものです。

年度別不納欠損の推移は次表のとおりです。後ほどご覧になってください。

(8) 不用額

平成 28 年度分の不用額は、対前年比で 3,826 万 9,000 円増えており、総額で 1 億 4,638 万 2,000 円と多額である。これは各課全般に共通するもので、職員の資質改善が不可欠であり、予算の承認を求めた議会に対する信義とともに、予算執行に係る総合牽制の観点からも多額の不用額が想定される場合には、決算見込みがある程度確定したあと、速やかに減額補正すべきと考えます。

(9) 基金の管理運用

年度当初における基金総額は 37 億 9,026 万 1,000 円、年度中の積立金 3 億 2,331 万円。取崩額 2,110 万 5,000 円により、次の 27 年度を 28 年度に訂正願います。28 年度末現在では 40 億 9,246 万 6,000 円となり、3 億 220 万 5,000 円の増であり、適正に行われております。

5 特別会計

同じく 27 を 28 に訂正をお願いいたします。平成 28 年度各会計の歳入総額は 16 億 9,884 万 5,000 円、歳出総額 16 億 9,555 万円の決算となっております

6 ページをお開きください。

各会計の収支は次表のとおりです。後ほどご覧になってください。

(1) の国民健康保険事業勘定特別会計から 9 ページの (8) 後期高齢者医療特別会計の説明、意見等は割愛させていただきます。

先ほどの説明とも重複する部分がありますので割愛させていただきます。

9 ページをお開きください。

6 決算審査の総評

一般会計及び特別会計を通じ、その計数に誤りはなく、証拠書類は適切に処理され妥当と認めます。

歳入については、地方交付税 63.1%、国県支出金 9.7%、村債 8.2%で歳入総額の 81%を占め、自主財源が乏しく厳しい財政状況にあります。

滞納者は村税、国保税、住宅使用料、農業集落排水使用料、介護保険料とも長年にわたり固定化しているもので、前段で申し上げたとおり、その対策を至急講じてください。

国内の景気は回復傾向にあると報じられておりますが、それも当地域では実感がなく、景気は依然として低迷、生産人口や生産額も年々減少傾向にありますので、財源確保のためなお一層の努力を望むところであります。

經常収支比率は 81.4%と財政構造の指標比率も概ね 70~80%が適当であるとの範囲を超えております。今後の厳しさを考慮すると、経費の節減はもちろんのこと、行政簡素化、効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって健全な財政の維持確立を図られることを望みます。

なお、各課の指摘事項については、それぞれ決算報告で申し上げておりますので、今後において、その対処方法につきましては、常任委員会に報告願います。

10 ページをお開きください。

平成 28 年度上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による監査を実施しましたので、下記のとおり報告いたします。

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 28 年度の実質収支は黒字で、早期健全化基準の実質赤字比率 15%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

② 連結実質赤字比率について

平成 28 年度の連結実質収支は黒字で、早期健全化基準の連結実質赤字比率 20%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

③ 実質公債費比率について

平成 28 年度の実質公債費比率は 5.5%となっており、早期健全化基準の 25%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

④ 将来負担比率について

平成 28 年度の将来負担比率は、早期健全化基準の 350%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

(3) 改善を要する事項

法非適用企業 3 会計については、独立採算性の基本原則を踏まえ、一般会計からの繰入金を解消するよう努力が必要である。

12 ページをお開きください。

平成 28 年度簡易水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率と及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として

実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

資金不足がなく、経営健全化基準の 20%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3) 改善を要する事項

一般会計からの繰入金を解消する努力が必要である。

13 ページ、14 ページをお開きください。

13 ページの農業集落排水事業と、14 ページの下水道事業につきましては、先ほど 12 ページで報告した簡易水道事業の意見書と同文でございますので、説明を割愛させていただきます。

平成 28 年度上小阿仁村歳入歳出決算書審査意見書の報告、説明は、以上であります。

○議長（小林信） これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 3 号から議案第 11 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 16 議案第 12 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 16 議案第 12 号 平成 29 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 予算関係議案の 15 ページをお願いします。

議案第 12 号 平成 29 年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,369 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 2,305 万 1,000 円とするものであります。

18 ページをお願いします。

地方債補正の補正でございます。

起債の目的 過疎対策事業として 3 億 8,000 万円でございますが、一次配分の結果に基づきながら、2 次配分を考慮し、総額で 4,480 万円を減額し、3 億 3,520 万円といたしました。

同じく臨時財政対策債でございます。限度額 3,000 万円のを 6,100 万円とするものでございます。これは臨時財政対策債の発行可能額の額の確定によるものでございます。なお、臨時財政対策債は、地方交付税の不足分を補填するもので、償還金につきましては、交付税参入されるものでございます。

同じく災害復旧事業債

7 月の大雨による災害の復旧費として 1,660 万円を新たに借入れるものでございます。

22、23 ページをお願いします。

補正予算の主なものをご説明いたします。歳入でございます。

9 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 373 万 6,000 円の追加であります。1 節地方交付税 373 万 6,000 円の追加で、これは普通交付税の額の確定によるもので、これにより普通交付税の総額は 14 億 2,773 万 6,000 円となります。

13 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目災害復旧費国庫負担金 2,875 万 7,000 円の追加であります。1 節農地農業用施設災害復旧費負担金に 358 万円、2 節林道施設災害復旧費負担金に 450 万円、3 節公共土木施設災害復旧費負担金に 2,067 万 7,000 円の追加であります。3 件とも現年発生災害復旧事業でございます。

4 目土木費国庫負担金 9,295 万 9,000 円の減額です。1 節社会資本整備総合交付金の減額で、これは橋りょう補修費が 174 万 5,000 円、舗装補修費が 9,121 万 4,000 円で、いずれも交付金の配分額が減額で確定したことによります。

26 ページ、27 ページをお願いします。

18 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 8,705 万 2,000 円の追加でございます。1 節繰越金 8,705 万 2,000 円で、前年度繰越金として追加するものでございます。

20 款村債 1 項村債 2 目過疎対策事業債 4,480 万円の減額です。1 節過疎対策事業債 4,480 万円の減額で、社会資本整備総合交付金事業、舗装補修分が 3,880 万円の減額、それと林業経営 100 年整備計画作成事業の起債対象外となったことによる 600 万円の減額でございます。3 目臨時財政対策債 3,100 万円の追加で、1 節に臨時財政対策債として追加するものでございます。これは発行可能額の確定による追加で、これにより発行可能額は 6,100 万円となっております。4 目災害復旧事業債 1,660 万円の追加、1 節農地農業用施設災害復旧事業債に 230 万円。

28、29 ページをお願いします。2 節林道施設災害復旧事業債に 400 万円、3 節公共土木施設災害復旧事業債に 1,030 万円の追加です。3 件とも現年発生補助災害復旧事業分でございます。

30、31 ページをお願いします。歳出であります。

2 款総務費 1 項総務管理費 14 目財政調整基金 1 億 2,019 万 9,000 円の追加でございます。財政調整基金積立金として 1 億 2,019 万 9,000 円を追加するものでございます。

6 款農林水産業費 2 項林業費 4 目造材事業費 348 万 4,000 円の追加です。13 節委託料 348 万 4,000 円の追加、これは標準単価の変更によるものでございます。

32、33 ページをお願いします。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路維持費 1 億 3,400 万円の減額です。13 節委託料 700 万円の減額、これは社会資本整備事業交付金の確定によるものでございます。次に 15 節工事請負費 1 億 2,700 万円の減額。これは社会資本整備事業交付金確定によるもので、これにより計画した 6 路線の工事等が困難になってくるということでございます。

34、35 ページをお願いします。

11 款災害復旧費 1 項農林施設災害復旧費 1 目農地農業用施設災害復旧費 733 万 3,000 円の追加です。15 節工事請負費の現年発生災害復旧工事費 620 万円の追加が主なものでございます。同じく 2 目林道施設災害復旧費 943 万 2,000 円の追加です。15 節工事請負費の現年発生補助災害復旧事業費 900 万円の追加が主なものでございます。2 項公共土木施設災害復旧費 1 目公共土木施設災害復旧費 3,186 万 4,000 円の追加です。15 節工事請負費の現年発生補助災害復旧工事費 3,100 万円が主な追加の理由でございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 12 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 17 議案第 13 号から日程 20 議案第 16 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 17 議案第 13 号 平成 29 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 20 議案第 16 号 平成 29 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。順次説明してください。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） それでは、同じく予算関係議案の 37 ページをお開きください。

議案第 13 号 平成 29 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予

算（第2号）でございます。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,525万6,000円とするものでございます。

44、45ページをお開きください。歳入でございます。

9款繰入金 2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金334万8,000円の追加でございます。

10款繰越金 1項繰越金 1目繰越金 前年度繰越金として3万3,000円の追加でございます。28年度の精算に伴う補正となっております。

次のページをお開きください。歳出でございます。

11款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 3目償還金338万1,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料といたしまして、療養給付費等の負担金の返還金245万6,000円。療養給付費交付金の返還金として12万5,000円を追加するものでございます。28年度分の精算に伴う補正となっております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） 建設課長。

○建設課長（小林雄幸） 同じく49ページをお願いいたします。

議案第14号 平成29年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,355万7,000円とするものでございます。

続きまして56ページ、57ページをお願いいたします。歳入であります。

5款 1項 1目繰越金324万5,000円の追加でございます。1節繰越金324万5,000円の追加でございます。これは前年度の繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出、1款 1項 1目統合地区管理費324万5,000円の追加でございます。15節工事請負費161万5,000円の追加でございます。これにつきましては、水道復旧工事として計上してございます。25節積立金163万円の追加でございます。これは基金の積立でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 続きまして61ページをお開きください。

議案第15号 平成29年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第

2号)であります。

平成29年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,103万1,000円とするものでございます。

68ページ、69ページをお開きください。歳入であります。

3款国庫支出金 2項国庫補助金 2目地域支援事業交付金(介護予防事業)10万9,000円の追加でございます。過年度分といたしましての追加となっております。

4款支払基金交付金 1項支払基金交付金 1目介護給付費交付金73万6,000円の追加でございます。過年度分の介護給付費の交付金でございます。2目地域支援事業費支援交付金69万3,000円の追加でございます。同じく過年度分として追加するものでございます。

5款県支出金 1項県負担金 1目介護給付費負担金573万4,000円の追加でございます。過年度分として追加するものでございます。

7款繰入金 1項一般会計繰入金 1目介護給付費繰入金514万8,000円の減額でございます。介護給付費繰入金を減額するものでございます。4目その他一般会計繰入金102万3,000円の追加でございます。5目低所得者保険料軽減繰入金2万円の追加でございます。

次のページをお開きください。

基金繰入金です。7款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金183万8,000円の追加でございます。財源調整基金繰入金として追加するものでございます。28年度の精算に伴う補正となっております。

次のページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費 3項介護認定費 1目介護認定費30万3,000円の追加でございます。委託料として介護保険システムの改修分を追加するものでございます。

2款保険給付費 1項介護サービス等諸費 1目介護サービス給付費、こちらは財源を更正するものでございます。

6款諸支出金 1項償還金及び還付加算金 2目償還金318万円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料として、国への介護給付費の返還金として追加するものでございます。

6款諸支出金 2項一般会計繰出金 1目一般会計繰出金80万2,000円の追加でございます。その他一般会計繰出金として追加するものでございます。

7款予備費 1項予備費 1目予備費72万円の追加でございます。いずれも28年度の精算に伴う補正となっております。

引き続きまして75ページをお開きください。

議案第16号 平成29年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,638万4,000円とするものがございます。

82ページ、83ページをお開きください。歳入でございます。

4款繰越金 1項繰越金 1目繰越金1万4,000円の追加でございます。前年度の繰越金として追加するものがございます。

次のページをお開きください。歳出となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 1項後期高齢者医療広域連合納付金 1目後期高齢者医療広域連合納付金として1万4,000円を追加するものがございます。納付金として追加するものがございます。28年度決算に伴う繰り越しの補正によるものとなっております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第13号から議案第16号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

15時00分 散会